

# 漢魏六朝の誄について

——墓碑との關係を中心に——

林香奈

ず、六朝後半以降誄の數は次第に減少し、唐代には作品があまり見られなくなることが知られる。

では、何故このように形式上の變化が生じたのか。また、この時期に限つて誄が盛んに作られたのは何故なのか。こうした問題は、作者の側よりも、寧ろこの時期の誄のあり方そのものに關わる、もつと實際的な事柄にその原因を求めることが出来るようと思われる。

本論では、この時期の誄に特徴的に見られる幾つかの變化や問題點を分析することを通して、その原因を考えてみたいと思う。

## 二

作品の具體的な變化を見る前に、この時期の誄の實際的な役割とその變化の經緯をまず押さえておく必要がある。

現在最も古い誄についての記載は、『左傳』のほか『論語』や『周禮』、『禮記』などに僅かながら残つており、その起源については諸説あるが、ここではそうした問題はひとまず置き、『文心雕龍』誄碑篇の定義に基づきながら、周代の誄とそれ以降の誄との相異を確認することとした。誄碑篇にはこうある。

周の世の盛德は、銘誄の文有り。大夫の材は、實に臨んで能く誄

す。誄とは累なり。其の德行を累ねて、之を不朽に旌すなり。夏商以前は、其の詞聞く靡し。周は誄有りと雖も、未だ士に被せず。又賤は貴に誄せず。幼は長に誄せず。其の萬乘に在りては、則ち天を稱して以て之に誄す。誄を読みて謚を定むるは、其れ節文大なり。誄は、死者の德行を累ね稱える文章で、葬禮の場で謚を定めるために読み上げられ、厳格な身分制度を以て行われたとされている。周代以降、どの時代の作品に於いても、誄が死者の德行を稱える文章であるという點は動かない。しかし、身分制や葬禮の場で謚を定めるために讀まれることが、當初と同じように行われ續けたかどうかは定かでない。

身分制について言えば、柳下惠の妻が夫に私的に誄を贈つた例が見られるように（『列女傳』卷1），當初からその原則は必ずしも守られてはいなかつたようである。誄と葬禮、謚との關係も、時代が降るにつれて不明な點が多くなっていく。『漢書』景帝紀、中二年の條には「二年春一月、令して、諸侯王の薨すると、列侯の初めて封ぜらるると國に之くとは、大鴻臚謚、誄、策を奏す。列侯の薨すると、諸侯の太傅の初めて除せられて官に之くとは、大行謚、誄、策を奏す」とあり、漢の景帝期には諸侯王以下の葬儀に於いて誄が儀禮の一つとして定められ、奏上されていたことが知られる。

『後漢書』禮儀志下には、後漢の頃の大喪の様子が詳述されているが、そこには、殯を啓く啓奠の後に南郊に於いて謚策を受け、葬日、遣奠（出棺の際に行われる死者の祭り）の行われるに際し柩前で謚策を讀んで謚を贈り、哀策を奉じたということが記されるのみで、誄という語は見られない。とすれば、「古は天子、諸侯の葬禮粗ば備はれり。

漢の世又た變革多し」（『晉書』禮志中）とあるように、大喪に於いては、最早誄は謚を定めるためのものではなくなっているとも考えられる。しかし、謚との關わりが明確ではないものの、皇帝に贈られた誄が實際に残っていることから、何らかの形で誄が讀まれていたことは知られる。

一方、大喪以外の場合については明確な記述はないが、後漢の蔡邕「陳太丘碑文」（『文選』卷五八）に「太守南陽の曹府君、官に命じて誄を作らしむ」と、葬禮の場で誄を讀んだことが記されたり、「胡公碑」（『蔡中郎集』卷四）に「天子は悼痛し、策を贈り、遂に誄を賜ふ。謚して文恭と曰ふ」とあることから考へると、誄がやはり葬禮や謚と關わりをもつて讀まれていたことがわかる。

「魏晉以下世に改變有るも、大體は漢の制に同じ」（『晉書』禮志中）とある如く、魏晉以降も基本的には後漢の制度に倣つて行われたようである。大喪には謚策と哀策が用いられ、その制度は六朝末まで續いている。しかし誄については、後漢同様、王族に對する誄が殘つてゐるもの、それが如何にして贈られたかの詳細は明らかでない。また、諸侯以下については、西晉の潘岳「楊荊州誄」（『文選』卷五六）に「德を誄し勵を策し、終りを考へて謚を定む」とあることや、私謚の例ではあるが、劉宋の顏延之「陶徵士誄」（『文選』卷五七）にも謚を定める旨が記されていることから、依然として誄が謚や葬禮と深く關わつていたとも考へられる。しかし、そうした記述も他には見られない。

更に、西晉の陸機と陸雲にはそれぞれ、孫權と陸遜に對して二人の死後數十年経つて誄んだ「吳大帝誄」（『陸士衡文集』卷九）と「吳故丞相陸公誄」（『陸士龍文集』卷五）がある。また、陳の江總「梁故度支尚書陸君誄」（『文苑英華』卷八四）も、陸襄の死後四十年以上経つて書

かれたものである。これらの例から見ると、誄が實際の葬禮とは全く関わりなく誄まれることも可能であったことになり、西晉以降、誄はかなり幅廣い用いられ方をされていたことがわかる。

このように、葬禮の變化に伴い、誄は謚を定めるという目的のために書かれ、葬禮の場で読み上げられたとは必ずしも言い切れなくなつていく。またその結果、誄という粹組みそのものが次第に擴大して解釋されていった可能性も強い。後漢以降のこうした状況が、誄の形式や内容の上で変化を促す一因となつたと想像される。これらの點を踏まえつつ、以下の問題を考えていきたい。

### 三

誄は基本的に、四言から成る誄本文とそれに付される序によって構成されている。この序に着目すると、後漢末から魏にかけての誄と西晉以降の誄との間には、違いが見られる。例えば、前者の例を擧げると、

天王祖登、率土蒼傷。如何昊穹、奪我聖皇。恩德累代、乃作銘  
章。○其辭曰  
(後漢・蘇順「和帝誄」序)

建安二十二年、正月二十四日戊申、魏故侍中關內侯王君卒。嗚呼哀哉。皇穹神察、諸人是恃。如何靈祇、殞我吉士。○誰謂不痛、早世卽冥。存亡分流、天遂同期。朝聞夕沒、先民所思。何用誄德、表之素旗。何以贈終、哀以送之。○遂作誄曰

(魏・曹植「王仲宣誄」序)

卒年や名前、官職等を述べた部分を除いて、基本的に序も誄本文同様、四言一句で、隔句毎に押韻していることがわかる。

現存最古の魯の哀公「孔子誄」(『左傳』哀公十六年)をはじめ、初期

の誄には序のないもの、或いは失われたものも多いが、後漢の傅毅「北海王誄」や蔡邕「濟北相崔君夫人誄」、魏の曹植「武帝誄」、「文帝誄」、「卞太后誄」、「任城王誄」等はいずれもみな序で押韻している。西晉以降の誄でも、例えば、西晉の左芬「元楊皇后誄」や潘岳「楊荊州誄」、陸雲「吳故丞相陸公誄」、「晉故散騎常侍陸府君誄」、「晉故豫章內史夏府君誄」、或いは劉宋の謝靈運「武帝誄」、謝莊「宋孝武宣貴妃誄」、梁の江淹「齊太祖高皇帝誄」等は、それ以前の誄同様みな序で押韻している。

ところが、一方で序の押韻しない誄も現わされてくる。

○初雍部之内屬、羌反未弭、而編戶之氏、又肆逆焉。雖王旅致討、終於殄滅。而蜂蠻有毒、驟失小利、俾百姓流亡、頻於塗炭。

(西晉・潘岳「馬汧督誄」序)

存、字道長、會稽山陰人也。祖陽、散騎常侍。父偉、州西曹。存幼而卓拔、風情高逸。歷衛軍長史、尚書吏部郎。

(東晉・孫綽「吏部郎虞存誄」序)

右の例に見られるように、全く押韻しない散文體で序が書かれている。晉代の誄ではほかに、潘岳「楊仲武誄」、「夏侯常侍誄」、盧諭「尚書武強侯盧府君誄」が序で押韻していない。劉宋以降になると、顏延之「陶徵士誄」、「陽給事誄」、謝靈運「盧陵王誄」をはじめ、序の付されている誄は數例を除いて殆ど序で押韻しなくなる。

更にまた、序で押韻する誄としない誄とを比較してみると、序の長さにも違いがある。例えば、序で押韻するものとしては、蔡邕の「濟北相崔君夫人誄」の序が五二字、曹植の誄では「武帝誄」の序が七六字、比較的長い序を持つ「文帝誄」でも一八〇字である。更に時代が降つても、やはり序はその範囲にとどまり、誄本文の方が序よりも遙

かに長い分量を具えている。しかし、序で押韻しない誄の中には、非常に長い序を具えたものが現わされてくる。潘岳の「夏侯常侍誄」や「楊仲武誄」の序は、それぞれ一〇三字、一一四字と比較的短いが、顏延之「陶徵士誄」や江總「梁故度支尚書陸君誄」の序は共に三九八字の長さを持つ。また、潘岳「馬渢晉誄」の序のように誄本文（五五六字）をも越える六八七字の長さを具えるものさえ現われるなど、押韻しない序は長文化する傾向が見られる。

こうした序の散文化、長文化に伴い、内容面に於いても序に變化が見られるようになる。「夫の誄の制<sup>たて</sup>を詳らかにするに、蓋し言を選び行を錄し、傳の體にして頌の文、榮に始まり哀に終る」（文心雕龍・誄碑篇）とあるように、誄全文は基本的に稱賛（榮）と哀悼（哀）に大別される。更に細かく見ると、福井佳夫氏が指摘されている通り、全體は「序・出自・傳頌・哀」の四部構成から成り、誄本文の「出自・傳頌」に於いて専ら死者を稱え、「哀」の部分で哀悼の意を表すのである。「序」はただ誄本文に必要な外郭を與えるだけの補助的なものであり、中心はあくまでも誄本文にあると言えよう。先に挙げた序で押韻する誄では、「序」は主に誄を書くに至る経緯や簡単な悲しみの言葉が述べられるだけの内容しか具えていない。例えば、後漢の蔡邕「濟北相崔君夫人誄」（蔡中郎集・卷六）の序を見ると、維れ延熹四年、故の濟北相の夫人卒す。嗚呼哀しい哉。世は母儀を喪ひ、宗は憲師殞<sup>だん</sup>つ。哀哀たる孝子、瞻依する所靡し。凡百は弔に赴き、至り止り悲しみを増す。涕を投ひて歎歎し、共に赫姿を絞ぶ。乃ち誄を作りて曰く。

卒年と死者の名を記した後に、人々が夫人の死を嘆き悲しむ様子を述べただけで簡単に序を閉じている。死者の人柄や德行、才能といった

内容は、誄本文になつて漸く述べられるのである。

ところが、序で押韻しない誄では序の長文化に伴い、本來「出自・傳頌」で述べられていた内容が「序」に盛り込まれていく。例えば、西晉の潘岳「楊仲武誄」（文選・卷五六）の序の一部を見てみると、

楊綏、字は仲武、滎陽宛陵の人なり。中領軍肅侯の曾孫、荊州刺史戴侯の孫、東武康侯の子なり。八歳にして父を喪ふ。其の母鄭氏、光祿勳密陵成侯の元女なり。操行甚だ高く、幼孤を恤養し、以て夫家を保父し、而して諸を艱難より免れしむ。戴侯康侯、論著す

る所多く、又た草隸の藝を善くす。子は妙年の秀を以てし、固より能く義旨を綜覽し、而して軌式模範あり。舅氏は隆盛すと雖も、而れども孤貧にして約を守り、心は陋巷に安んじ、體は菲薄を服る。余甚だ之を奇とす。乃ち清才雋茂にして、盛德日に新たなるが若きは、吾れ其の進むを見るも、未だ其の已むを見ざるなり。既に三葉世親の恩に藉り、而も子の姑は、余の伉儷なり。往歲にして德宮里に卒す。喪服次を同じうし、綢繆月を累ぬ。苟も人には必ず心有り、此れ亦た款誠の至りなり。

この序では、まず冒頭で楊綏の出自が述べられ、次いで彼の母親や父祖を挙げてその徳や才能を稱賛している。後半では楊綏自身の才能を稱え、潘岳と楊綏との關係が如何なるものであつたかを詳述している。先に挙げた蔡邕の誄とは異なり、この序を讀めば楊綏という人物についてかなり詳しい内容を知ることができる。こうした内容は、本来ならば誄本文の「出自・傳頌」部分に記されるべきものであるが、それが「序」に移行している。その結果、これまでの誄の序に比べ、全體の中で「序」が重要な役割を果たしている。

更に降つて、劉宋の顏延之「陶徵士誄」（文選・卷五七）の序もま

た、陶淵明の人柄を詳しく記す。

有晉の徵士尋陽の陶淵明は、南岳の幽居者なり。弱くして弄を好まず、長じては實に素心なり。學は師と稱せらるるを非とし、文は指達を取る。衆に在りては其の寡を失はず、言に處りては愈いよ其の默を見はす。少くして貧病、居に僕妾無し。井臼は任せず、藜菽も給せず。母は老い子は幼く、養に就きて匱しきに勤む。畦に灌ぎ蔬を鬻き、魚菽の祭に供するを爲し、紺を織り蕭を縛み、以て糧粒の費に充つ。心は異書を好み、性は酒德を樂しみ、煩促を簡き棄て、省曠を就し成す。殆ど所謂國爵貴を屏け、家人貧を忘る者か。詔有りて徵されて著作郎と爲るも、疾と稱して到らず。

この序では、陶淵明の人となりに加えて、彼の仕官に對する考え方や態度、或いは生活の細部に至るまで詳しく述べられており、序だけをとつても一篇の傳記の體裁を成しているとさえ言える。

同じような傾向は、他の誄にも見られる。例えば、潘岳「馬渾督誄」や顏延之「陽給事誄」も序に於いて、それぞれ馬教、陽瓊という人物の人柄や活躍ぶりと、戰死するに至るまでの戦闘の様子が事細かに記されているほか、梁の王僧孺「從子永寧令謙誄」の序も、甥の生前の様子や人柄が綴られている。これらの誄では、明らかに序が人柄なり、事蹟なり、その對象となる人物に關わる事柄を述べるための部分として重要な意味を持つている。

このように、序で押韻しない誄は、序の長文化に伴い、死者の人柄や生前の様子、作者との關係等、それまでの序が持つ内容の枠を越え、より踏み込んで人物を描くようになり、量の上からも、また内容の上からも、誄の中で序の占める比重が大きくなっていく。『文心雕

龍』誄碑篇に「傳の體にして頌の文」とあるのも、時代が降るほど全體に占める序の割合が高まり、作品全體の傳記的性格が強まっていつたためであろう。

當然ながら、その影響は誄本文にも及んでいる。福井氏は先に觸れた潘岳の「楊仲武誄」を擧げて、誄本文の「出自・傳頌・哀」の三段落が截然と分けられなくなり、全體としては稱賛よりも哀悼を中心とする作品に仕上げられていることを指摘されているが、こうした變化も上述した序の變化によつて引き起こされたものと考えられる。「序」に「出自・傳頌」の内容が移ることで誄本文の制約が緩和され、かなり自由な内容を持たせることが可能となつたのである。「楊仲武誄」のほかにも、「陶徵士誄」や「馬渾督誄」、「陽給事誄」のように序で述べた内容を誄本文で或いは詳しく、或いはまとめる形で繰り返すものなど、その内容は様々である。

では何故このようないくに序の内容や形式に變化が生じるのか。その理由を考えると、幾つかの可能性が想定できよう。まず第一に押韻の面から見ると、西晉以降の誄も例えば左芬「元楊皇后誄」や謝莊「宋孝武宣貴妃誄」、江淹「齊太祖高皇帝誄」等のように、王族に對して書かれた誄がいざれも序で押韻することから、序の押韻によつて身分の別を明確にしようとしたことが考えられる。第一には、序で押韻しない誄が現われるのは、そうした誄が以前とは異なり、読み上げられなくなつた、つまり、發表の場が必ずしも葬禮の場に限られなくなつたためとも考えられる。大喪の際に讀まれる哀策の序がみな押韻することからすれば、前者、後者いずれの可能性も考えられよう。

しかし、上述した通り、序に散文化したものが現われるだけでなく、全體の構成をも變えるほどの内容的な變化まで見られる以上、い

まひとつ別の原因があるよう思われる。それは、序の敍述に重點を置く墓碑との関連に於いて見出される。

#### 四

傳記體形式の序と押韻される銘とから成る墓碑は一般的に、序で詳しく死者に關する事柄を記し、銘では序で述べた内容を簡単にまとめて、死者を顯彰し哀悼の意を表す、という形をとる。作品の中心はその長い序にあり、銘文は短く、寧ろ附屬的な重みしか持たない。

この墓碑を序で押韻しない誄と比較してみると、銘文と誄本文がそれぞれ全體の中で占める比重こそ異なるものの、序については内容や構成の上で、類似していることに氣付く。試みに、碑の名手とされる後漢の蔡邕「郭有道碑文」(『文選』卷五八)の序を一部引用してみると、先生は誕に天衷に應じ、聰睿にして明哲、孝友にして溫恭、仁篤にして慈惠なり。夫れ其の器量は弘深、姿度は廣大にして、浩浩焉たり、汪汪焉たり。奥乎として測る可らざるのみ。乃ち節を砥ぎ行ひを厲き、道を直し辭を正しうするが若きは、貞固にして以て事を幹するに足り、隱括して以て時を矯むるに足る。

この一節では、まず郭泰の聰明で誠實な人柄や、行いを正しくし正道を守らうとする姿勢を稱えている。續けて、

遂に六經を考覧し、圖緯を探綜し、華夏に周流し、帝學に隨集し、文武の將に墜ちんとするを收め、微言の未だ絶えざるを拯す。時に于いて纏綿の徒、紳佩の士は、形表を望んで影附し、嘉聲を聆いて響和する者、猶ほ百川の巨海に歸し、鱗介の龜龍を宗とするがごときなり。爾して乃ち衡門に潛隱し、朋を收め誨に勤め、童蒙焉に頼りて、用て其の蔽を祛る。州郡は德を聞き、己を虚しくし禮を

備ふるも、之を能く致す莫し。羣公之を休し、遂に司徒の掾に辟し、又た有道に舉ぐるも、皆疾を以て辭す。

この序は郭泰個人について述べられたものである以上、個々の内容も應じず隱樓する郭泰の生き方に於いて述べている。

この序は郭泰個人について述べられたものである以上、個々の内容が誄の序と一致するはずもないが、既に前章で見たよに、「楊仲武誄」や「陶徵士誄」等押韻しない誄の序にも、この碑の序文に見られるような、人柄や才能といった人物像を具體的に明らかにする要素が含まれている。つまり、誄の序に押韻しないものが現われ、それらが人物の事蹟や人柄の敍述を主とした内容に變化していくのは、こうした碑文の手法を取り入れたためではないかと推測されるのである。

更に例を擧げてみると、蔡邕の「陳太丘碑文」(『文選』卷五八)の一部に次のような記述がある。

四たび郡の功曹と爲り、五たび豫州に辟され、六たび三府に辟され、再び大將軍に辟され、聞喜に宰たること半歲、太丘に一年<sup>(3)</sup>。歴任した官職を具體的に述べた記述は墓碑にしばしば見られるものである。時代が降るとその傾向はより顯著になり、例えば王儉の「褚淵碑文」や沈約の「齊故安陸昭王碑文」(共に『文選』卷五八)のようだ。年譜の如く詳細に事蹟を辿るものも現われてくる。

このように歴官を序で羅列する例が、誄の序の中にも次第に見られるようになる。その最も顯著な例が江總の「梁故度支尚書陸君誄」(『文苑英華』卷八四二)である。その一部を次に引用する。

著作佐郎より起家し、出でて永寧縣令と爲る。臨川王、廬陵王の法曹、外兵、記室を累遷す。入りて太子洗馬と爲り、管記を掌る。中書舍人となるも、管記は故の如し。

以下にも續けて履歴が縷々綴られている。こうした記述も、初期の誄には見られない新しい形である。因みに、「梁書」陸襄傳に「起家して擢て著作佐郎に拜せられ、永寧令に除せらる。秩滿ちて、司空臨川王の法曹、外兵、輕車廬陵王の記室參軍に累遷す。太子洗馬に除せられ、中舍人に遷るも、並びに管記を掌る」と、ほぼこの序と同じ記載が見られることがある。誄の序が傳記的な性格を一層強めていることが知られる。このような表現も、誄の序に墓碑の要素が取り入れられた結果、現われたものと言えよう。

また、序の構成に於いても、類似點が挙げられる。例えば、先に挙げた蔡邕「濟北相崔君夫人誄」では序の冒頭が「維れ延熹四年、故の濟北相の夫人卒す。嗚呼哀しい哉」という形で始まっている。曹植「王仲宣誄」の序もまた、「建安二十二年、正月二十四日戊申、魏の故の侍中關内侯王君卒す。嗚呼哀しい哉」で始まる。まず「維某年某月某日」の形で卒年が記され、次に官職や名が記されるこの形は、西晉以降であっても、序で押韻する誄には共通して見られるものである。誄と同様、葬禮で讀まれた哀策の序も多くがこの形をとることや、序で押韻しない誄の中でも、例えば、「帝の命により誄まれた顏延之の「陽給事誄」の序がこの形で始まることなどから考へても、誄の序は恐らく本來この形式をとるものであったと想像される。

ところが、序で押韻しない誄の中には、これとは違う形をとるもののが現れてくる。例えば、潘岳の「夏侯常侍誄」(文選卷五七)の序は次に引用するように、

夏侯湛、字は孝若、謙の人なり。<sup>少くして</sup>名を知らる。弱冠にして大尉府に辟され、賢良方正、徵されて仍に太子舍人、尚書郎、野王令、中書郎、南陽相と爲る。家艱もて遷るを乞ひ、頃<sup>ほんじ</sup>して選ば

れて太子僕と爲る。未だ命に就かずして世祖崩す。天子以て散騎常侍と爲すは、班列に從ふなり。春秋四十有九、元康元年、夏五月壬辰、疾に薨て延喜里の第に卒す。嗚呼哀しい哉。乃ち誄を作りて曰く

まず諱と字、出身から書き出され、續けて人物の事蹟が述べられる。そして、蔡邕や曹植の誄の序では冒頭に置かれていた卒年が、逆に序の最後になつて記されている。潘岳「楊仲武誄」や顏延之「陶徵士誄」、王僧孺「從子永寧令謙誄」、江總「梁故度支尚書府君誄」等も、冒頭に諱や字、出身が記され、卒年で序が締め括られる形式をとつてゐる。

このような序の構成も、實は、墓碑に一般的に見られるものである。例えば先に挙げた「郭有道碑文」の序を例にとると、冒頭は「先生諱は泰、字は林宗。太原界休の人なり。其の先は有周自り出づ」で始まり、續いてその事蹟を綴り、序の最後に「命を裏くること融からず、享年四十有二。建寧二年正月乙亥を以て卒す」と享年と卒年が記されている。同じく蔡邕の「陳太丘碑文」の序も「先生諱は寔、字は仲弓、潁川許の人なり」で始まり、後半になつて「年八十有三、中平三年、八月丙午、疾に遭ひて終る」と記される。後漢の墓碑は殆どがこの體裁をとるほか、後漢以降でも例えば西晉の夏侯湛「張平子碑」(文選卷一九)や齊の王儉「褚淵碑文」(文選卷五八)等もこの形をとっている。誄の序の中には内容だけではなく構成の面に於いても、墓碑の序に類似した要素を具えるものが現れてくることが知ら

と爲らず。桂樹は信に芳しきも、園林の實に非<sup>(2)</sup>す」で始まる一節が置かれ、その後に諱や字、出身で始まる履歴や人柄を述べた部分が續く特殊な形をとっている。この冒頭の一節は、まず一般論を配し、次に巢父や伯成子高らを擧げて古の隱者の在り方に觸れたのち、今の隱者を批判しており、以下に續く隱者陶淵明の生き方に對する贊辭の導入部ともなっている。このような形式が、墓碑にも僅かながら見られる。その一つに梁の蕭綸「隱居貞白先生陶君碑」(『文苑英華』卷八七三)がある。この墓碑の序も隱者陶弘景についての詳しい敍述の前に、「夫れ夜光の結縁は、眩篋の恒珍に非<sup>(2)</sup>す。逸羽翔鱗、豈に園池の近玩ならんや」で始まる一節が付されている。續けて、他の墓碑の序と同じく、「先生名は弘景、字は通明、本冀州平陽の人なり」と事蹟を述べている。冒頭の一般論や許由を擧げて隱者の在り方を示す點など、この序は内容や構成の面で、先の顏延之の誄を意識して作られているようと思われる。墓碑の製作に於いてこのように範を誄に仰ぎ、そのスタイルや内容に倣つたとすれば、墓碑と誄との關係がより密接なものであつたと考えることができよう。

墓碑は、死者の生前の功績を稱えるという點では誄と共に通しているが、本來的には、口頭で朗誦され、文集に書き記されることで後世に殘る誄と、あくまで石に刻まれる墓碑とは全く別のジャンルであり、内容や構成に於いても自ずと違つてゐる。にもかかわらず、こうした共通性が生まれてくるのは、誄が何らかの形で墓碑の影響を受けような状況が生まれたためであると思われる。

それを考える一つの手掛りとなるのが、誄の製作年代に偏りが見ら

れるということである。後漢から六朝末までの現存する誄、或いは、作品は散逸したもののが作られたことが史書等で確認されるものについてその製作年代を調べてみると、それぞれの時代に平均的に作品が現われるのではなく、連續的に現われる時期が幾つか存在することがわかる。いま、それらを順を追つて示すと次のようになる。

(1)後漢後期(101~187年頃) 110篇

(2)後漢末~魏(107~239年頃) 15篇

(3)西晉中頃~末(274~311年頃) 凡そ三九篇

(4)東晉末~劉宋初(411~434年頃) 凡そ一二二篇

後漢から六朝末までの間に確認しうる誄の數が全體で凡そ一一〇篇あるうち、この四つの時期の作品だけで八六篇を占めていることからも、この時期に作品が特に集中していることが知られよう。

こうした偏りが何故起るのかを墓碑との関連に於いて考えたとき、一つの可能性として次のようない原因为想定される。

後漢になると、權勢や財力のある者及びその一門が自らを誄せんと、本來、高位の者だけに限られていた碑や誄を競つて作るようになつた。そのため、文人に高い執筆力を支拂つて、事實と乖離した誇大化した内容の碑を作らせるなど、續じて奢侈に流れる傾向が生まれた。「後漢より以來、碑碣雲のごとく起る」(『文心雕龍』誄碑篇)とあるように、後漢以降、墓碑の數は急速に増加し、一大隆盛を極めている。先に示した(1)の時期に相當する後漢中期以降の凡そ八十年間に、比較的多くの誄が残つてゐるものもそうした理由に因るものであらう。ところがこのような悪弊に加えて、墓が盜掘の対象となるなどの弊害も生じたので、後漢末から六朝にかけては、立碑や厚葬等の風習に對して、厳しい禁令が史書に見られるだけでも四回も出されることに

なる。

その四回の禁令を順に舉げると、一回目は、後漢末の建安十年（一〇五年）、曹操の厚葬と立碑に對する禁令。二回目が、魏の黃初三年（二二二年）、文帝曹丕による厚葬、封樹を禁じた詔勅。三回目は、西晉の咸寧四年（二七八年）、武帝による石獸、碑表等の立碑や厚葬に對する禁令。そして四回目が、東晉末の義熙の初め（四〇五年頃）、裴松之の上表による私碑建立の禁止である。實際に、後漢には數多く見られる墓碑が、この禁令以降、六朝のほぼ終わりまであまり見られなくなっている。

この四回に亘る墓碑の禁令と先の誄の作品分布とを對照してみると、一回目と二回目の禁令が②の時期と、また三回目の禁令が③の時期と、四回目の禁令が④の時期と、それぞれ禁令の發布時と誄の集中的に現われる時期とが對應していることがわかる。つまり、禁令が出されると、それに對應するよう、その後數年に亘って誄の作られる數が増加しているといふことになる。<sup>(8)</sup>

また、東晉の大興元年（三一八年）に、元帝により立碑の特例が認められて以後、次第に禁令の効力が失われていったという記載が見られるが（『宋書』禮志），これはちょうど③と④の間のあまり誄の見られない時期に相當する。一方、『晉書』孫綽傳に「時の文士に于いて綽は其の冠爲り。溫、王、郗、庾諸公の薨するや、必ず綽の碑文を爲すを須ちて、然る後石に刊む」とあるように、この時期には孫綽の碑文が『藝文類聚』等に七作品も殘っている。禁令以後、例えば哀誄に優れたとされる潘岳や顏延之のほか、著名な詩人についてすら作品に殆ど碑文が見られず、残っていても僅か一、二にとどまる中で、孫綽の碑文の數は注目に値するものであろう。關野貞氏も南宋の陸游『入

蜀記』に東晉の桓溫の墓前に石獸や石馬が作られ、車馬衣冠の類を刻んだ碑が立てられているという記載があることを指摘し、東晉になると立碑の風が復活したと推論されており、この時期には再び相當數の墓碑が作られていたと想像される。とすれば、誄と墓碑との間の相關關係はより顯著なものとなり、誄の増加には墓碑の禁令が關連していく可能性が一層強まってくる。

つまり、墓碑が立てられなくなると、本來墓碑とは異なる誄が、死者の功績を稱え哀悼の意を表す、という同じような役割を果たすものとして代用されるようになり、またそれに伴つて、誄が墓碑の要素を次第に取り込んでいった、と推測できる。このように考えると、誄が後漢末から六朝時代にかけてとりわけ多く作られたことや、誄に内容や構成の上で、墓碑に近いものが現われるという變化が見られることも、隨分、理解やすくなる。

本來、利用される目的を異にする誄と墓碑とが、相補うことの可能なものとして認識されていたことは、次の例からも知られる。後漢の墓碑の中には、序の後に「誄に曰く」として誄文を刻した例がある。「北海相景君銘」（『金石萃編』卷七）、「漢堂昌令費鳳碑」（『隸釋』卷九）、「（溧陽長潘乾）校官碑」（『金石萃編』卷一七）がそれに相當する。後漢當時は誄も多いことから、これらは誄と墓碑そのものを混同して捉えていたのではなく、清の李富孫も指摘するように、誄をあくまで碑銘の代わりに充てたのである。このように誄が碑銘に代用された例のあることは、逆に、誄と墓碑の關係の深さを裏付けるものとなりうる。

また、誄が墓碑のスタイルの影響を受けて本來の形を變えていく可能性については、誄や碑と類似したジャンルである銘の變化が参考となろう。銘は金石に刻まれた文章を言うが、本來は器物に刻まれたも

のを指した。その辭は基本的に四言の韻文から成るが、後漢以降には序を伴うものが現わられてくる。現在するものでは、「馬援『銅柱銘』」(『全後漢文』卷一七)が三句から成る短い序を具えており、最も古い。次いで、班固「封燕然山銘」(『文選』卷五六)が本格的な長い序を具えており、しかもこの序だけは隔句毎に押韻している。ところが、蔡邕の「黃鉄銘」や「鼎銘」(ともに「蔡中郎集」卷二)の序をはじめ、それ以後の序はみな押韻しなくなる。「鼎銘」などは、「朱穆の鼎は、全て碑文を成す、長する所に彌るなり」(『文心雕龍』銘箴篇)との批判を受けているように、墓碑のような體裁の序のみで銘すら缺いている。銘に付される序が本来押韻したかどうかは、班固の銘一例しか残っていないため定かではない。しかし、もし銘の序も本来押韻したとすれば、蔡邕以降の序が韻文から散文に變つていくことも、銘の形式が碑に近づいていく一つの現われと見做すことができよう。また、班固の銘も序は押韻しているものの極めて長く、「銘そのものよりも、序の方に、あるいは序と銘との關係性の方に、むしろ重點があ」り、「序そのものが獨立した文學作品としての性格をもつてゐる」ことから、そもそも長い序を伴うこと自體が碑の形式に近づいているとも考えられる。本來、銘と碑がジャンルを異にするにもかかわらず、その區別が明確でなくなり、形式上の類似性が見られるようになるのは、兩者がともに頌徳の内容を持つだけでなく、いざれも物に刻まれるという點まで共通していったからであろう。

一方、先に示した如く蔡邕が「濟北相崔君夫人誄」と「郭有道碑文」、「陳太丘碑文」等の碑文のスタイルとを明確に書き分けていよいよ、この時期の誄が、銘と違つて碑と基本的に區別されているのは、讀まれるものと刻まれるものという意識がまだはつきりと残っていた

からであろう。それが、後漢末以降、墓碑が禁止される一方で、誄自身もまた必ずしも葬禮の場で謚を贈るために讀まれるだけのものではなくなるなど、その性質が曖昧になつていく。そのため、次第に誄が墓碑に代用されるようになり、口頭で朗誦されたがゆえに本來の形を失いつつあつた誄が、石に刻まれて後世に形を残す墓碑のスタイルの影響を受けるようになつたと思われる。西晉の誄の序になつて漸く實際の變化が見られるようになるのも、そうした理由によるものである。また、魏の曹丕『典論』論文では、「銘誄は實を尚ぶ」と、誄を銘と組合せて論じてゐるようだ。この時期はまだ誄の韻文としての性格がより強く意識されている。それに對して、梁代の『文心雕龍』では誄が碑との組合せで論じられ、散文體の序に重點を置く墓碑により近いものとして捉えられていることも、誄が墓碑に近づくその現われと言えよう。

## 六

このように誄の變化やその作品數の増加が、墓碑の禁令に對應して起つたものだと考へる場合、更に幾つかの問題點を考慮しておく必要がある。その第一は、四回目の禁令以降、なぜ誄があまり多く見られなくなつていくのかという問題である。その背景には、墓誌、或いはそれに銘を伴う墓誌銘が關わっているようと思われる。

墓誌の起源については諸説があるが、墓誌もまた立碑が禁じられた際、地上に立てる墓碑の代わりにそれを小さくしたものを墓中に埋めたのが始まり、とするのが通説となつてゐる。『文體明辨序説』墓誌銘の條に「蓋し葬時に於いて其の人の世系、名字、爵里、行治、壽年、卒葬年月、と其の子孫の大略を述ぶ」とあるようだ、その内容は主

に死者についての記録である。また、同書によれば、誌のみから成るものと墓誌、それに銘が付されたものを墓誌銘、銘のみから成るものと墓銘と稱するのが原則ではあるが、實際には必ずしも名稱と内容が正確には對應していない。そこで以下本論では、便宜上、これらすべてを總稱して墓誌と呼ぶこととする。

この所謂墓誌は、西晉の頃にはまだその名稱は冠されていないもの、それと見做してよいものが既に現われている。しかし、それが廣く流行するようになるのは、『南齊書』禮志下に「近く宋の元嘉中に、そなへ顔延 王球の石誌を作る。素族は碑策無し、故にして徳を紀す。爾自り以來、王公以下、威共に遷用す」とあるように、劉宋以降のことと思われる。この顔延之の作は現在見ることはできないが、確かにこれ以後墓誌は増加し、梁代には元帝や簡文帝、江淹や任昉らによって多くの墓誌が作られている。もつとも、それらは主として『藝文類聚』等の文集によつて銘のみ傳えられたものが多く、出土している數は、同じく墓誌が隆盛した北朝に比べて極めて少ない。そのため、南朝では墓碑と同様、墓誌も禁じられていた可能性があるとする見方もあるが、墓誌まで禁止されたという記載は見當らない。

この顔延之が王球のために墓誌を作つたとする時期は、王球の卒年が元嘉十八年（四四一年）であることから、四四一年から元嘉の末、四五三年までの間に更に限定される。これはちょうど、四回目の碑の禁令に對應して誄が増加する（4）の時期の後に相當する。つまり、劉宋以降、墓誌が普及するにつれて、誄から墓誌へと人々の關心が移つてしまい、次第に誄が墓誌に取つて代られていった可能性が考えられる。この墓誌は、まさしく墓碑の代用物であるため、その形式も墓碑と共通する點が多い。したがつて、序で押韻しない誄とも形式や内容の

上で類似している。中でも序の比較的簡単な潘岳の「夏侯常侍誄」などは、序に重點のある墓碑よりも、寧ろ簡単な墓誌の形式に近いときは思われる。中田勇次郎氏は西晉の誄について、「その中には墓誌として用いられたものもあるかもしれない」と推測している。<sup>(3)</sup>また、清の黃宗羲も誄が墓誌に充てられた可能性について、「誄も亦た壙中に納む。故に柳州の虞鶴鳴誄に云ふ、「遺懿を追列し、諸を后土に求む」と。誌銘も亦た之を誄と謂ふ可し」と指摘している。六朝期には實際にそうした例は見られないものの、もし、誄が墓誌と同じような役割を果たしていたとすれば、誄が墓誌と同様、立碑の禁令をさしつかげに、墓碑に代用された可能性が一層強まる。と同時に、劉宋以降、墓誌の流行に伴い、誄が次第にその役割を墓誌に譲つていった可能性もまた一層大きくなり、唐代に「墓誌銘」が一大隆盛する陰で、誄が殆どその獨立したジャンルとしての發展を見せることができなかつたことも理解しやすくなる。

次に、墓碑や墓誌が隆盛した北朝に於いては、それらと誄との關係が、南朝の場合と同じように對應するのかどうかという點についても、併せて考えておく必要があろう。

北朝に於いて葬禮がどのように行われていたかは、南朝同様、明確な記述がないため知ることができない。『北齊書』邢邵傳に文宣帝崩御の際、邢邵が哀策を奏上したことが記されており、實際にその哀策文も残っている（『藝文類聚』卷一四）ことから、北朝でも南朝同様、大喪には哀策が讀まれた例のあることは知られる。誄についても、例えば後魏の李彪が宋弁のために哀誄を作つたという記述（『北史』李彪傳）は見られるが、その作品は傳わらず、どのように贈られたかも不明である。隋の開皇の初めに、典禮を定める際、太常卿牛弘が「後魏

は齊と、風牛本より隔たり、殊に尋究せず、遙に相ひ師祖す。故に山東の人、浸く以て俗を成す。西魏已降、師旅に遑あらずして、賓嘉の禮、盡く未だ詳定せず」（『隋書』禮儀志三）と奏上して『儀禮』百卷を撰し、また喪紀令を著して喪事に關する諸制度を定めていることから考へると、北朝の葬禮は南朝のように十分には備わつていなかつたと思われる。

思われる。

實際の作品を見てみると、北朝の誄としては、北齊の盧思道が盧詢祖のために書いた「盧紀室誄」（『文苑英華』卷八四一）一篇が残るのみである。

隋朝になると、煬帝の「隋秦孝王誄」（『文苑英華』卷八四二）、陳子良の「隋新城郡東曹掾蕭平仲誄」（『文苑英華』卷八四三）の二篇と、楊素の「柳弘誄」（北周書）柳慶附傳が僅か八句の断片だが残つてゐる。

この盧思道の誄と、楊素の誄を除く隋代の誄二篇を手掛りに見てみると、盧思道と煬帝の誄の序は押韻する短いもので、ともに「某年某月云々」の形で始まっている。また内容も、その死と悲しみを述べにとどまっている。一方、陳子良の誄の序は押韻せず、しかもかなりの長さを具えている。序の始めには諱と字、出自が、また後半には享年や卒年の記される構成が採られ、主として死者の事蹟が述べられている。陳子良には唐代に入つて書かれた「平城縣正陳子幹誄」（『文苑英華』卷八四三）がもう一篇残つてゐるが、この誄も隋代に書かれた誄と同じ形式を探つてゐる。

この兩者を比較してみると、前者は北朝の出身者、後者は南朝の出身者の手になるものである。これだけを見る限り、北朝の誄は墓碑や墓誌の形式とは異なる、本来の誄の形式に倣つて作られており、一方、南朝の誄は、やはり序が墓碑や墓誌に近い形式を探つてゐる。

とがわかる。

あくまで推測に過ぎないが、碑誌が盛行していた北朝に於いては、當然誄はそれらと區別して用いられていたはずである。したがつて、南朝のように墓碑に近い新しい形の誄へと變化し發展していくのではなく、寧ろ從來の形を保持しつつ誄を用いたと思われる。とすれば、逆に南朝に於いて誄が變化していったのは、やはり墓碑との關連に因るものだと言えよう。

以上のように見てくると、後漢末から六朝期にかけて誄が特に隆盛した背景として、その當時出された立碑の禁令に伴い類似した役割を果たす誄が墓碑の代わりに利用された、という推測が成り立つ。またその結果、西晉以降の誄の中には、墓碑のスタイルの影響を受けることによって、從來よりも豊かな内容と表現の幅をえた作品も現わされるに至つたと考えられる。

更に付け加えれば、墓碑に近い形式や内容を具えた誄を、やがて主流を占めるまでに定着させたといふ點で、誄の中に墓碑の要素をいち早く取り入れた、潘岳の存在が大きい。同じ西晉の陸機や陸雲が舊來の誄の形式を守るのに對し、哀誄に巧みであったとされる潘岳は、積極的にこの新しい形の誄に挑んでいる。のちに、同じく哀誄に長じた顏延之をはじめ、多くの詩人が潘岳のスタイルを踏襲しており、新しい誄の形式の普及にかなりの影響を與えたものと想像される。碑の禁令という外的な要因に加えて、こうした作者の存在、即ち與えられた條件を十分に駆使し、優れた作品に昇華しうるだけの力量をえた作者の存在とがあつたからこそ、誄がこの時期の一つの獨立したジャンルとして發展し得たのであろう。

(注) 誰には、死者の功績を稱える「誅」と、「論語」述而篇に見える生者の福を祈る「謚」とがあることから、「本來は祝詞のような禮告の辭」とする説(白川靜『字統』平凡社、一九八四年)や、天子の長久、繁榮を祝う謚詞が變化したものとする説(西岡弘『中國古代の葬禮と文學』三光出版、一九七〇年)、折口信夫「上代葬儀の精神」・『折口信夫全集』第一〇巻、神道宗教篇所收、中央公論社、一九五六年)、池田彌三郎「誅詞序論」・『文學』第二六巻、八號所收、岩波書店、一九五八年)などがある。また、「文心雕龍」誅碑篇では「夏商已前は、其の詞聞く靡し」として誅の發生は周代からとするが、劉師培は誅も碑銘同様、三代以前にその起源が求められるとしている(『論文雜記』・『中國中古文學史・論文雜記』所收、人文文庫出版社、一九八四年)。

(2) 原文は次の通り。周世盛德、有銘誅之文。大夫之材、臨喪能誅。誅者累也。累其德行、旌之不朽也。夏商已前、其詞廢聞。周雖有誅、未被于士。又賤不誅貴、幼不誅長。其在萬乘、則稱天以誅之。讀誅定誅、其節文大矣。

(3) 原文は次の通り。「[年春]一月、令諸侯王薨、列侯初封及之國、大鴻臚奏謚、誄、策。列侯薨及諸侯太傅初除之官、大行奏謚、誄、策。」訓みに

些かの疑問を残すが、試みに本文の通り訓讀した。

(4) 後漢の葬禮については、竊添慶文「中國の喪葬儀禮—漢代の皇帝の儀禮を中心にして」(東アジアにおける儀禮と國家)學生社、一九八二年)、桐本東太「後漢王朝の死者儀禮—『後漢書』禮儀志・下篇譯注稿(一)」、同「(1)」(『史學』三田史學會、第五四卷第四號、一九八五年)、第五八卷第一號、一九八八年)に詳しい。

(5) 『晉書』禮志上に、魏「文帝崩するに及んで、又大尉をして謚策を南郊に告げしむ。是れ自り晉迄相ひ承ぎ、告郊の後に仍ほ告廟を以てす」とある。また、『隋書』禮儀志三では、陳の武帝崩御の際、臣下が大喪について論じて、晉代以後も謚策と哀策が用いられたことを指摘している。

## 漢魏六朝の誅について

(6) 『日本書紀』にも敏達天皇十四年(五八五年)以降、天皇崩御の際に誅が殯宮に於いて(中國では殯宮(第一次葬)に於いてではなく、改葬(第二次葬))の際に誅が讀まるが、日本では殯宮儀禮が中心)奏上された例が記されている。また『續日本紀』には、誅を奉つて謚を贈つたことが見える。『日本書紀』の皇極天皇元年(六四二年)十一月の條に、息長（むちのなが）山田公（やまとこう）が日嗣（ひつぐ）(皇統謚)を、また持統天皇二年(六八八年)十一月の條に當麻真人智德（とうまじんじとく）が皇祖等の謚極の次第(「古には日嗣と云ふ」とある)を奉つたと記されているが、和田萃「殯の基礎的考察」(『史林』五二卷、五號、一九六九年)によると、この日嗣を讀むことによって和風謚號を獻呈したらしい。日本の儀禮は中國のそれと異なる點も多いが、参考となる。

(7) 陸機は二六年、陸雲は翌二六年生れ。一方、孫權は二五年、陸遜は二四五年没。二つの誅が書かれた正確な時期は判らないが、吳の滅亡(一八〇年)後に書かれたとすれば、孫權、陸遜の死後凡そ三十年経つて誅が書かれたことになる。また、梁の陸襄は太清二年(五四八年)没。誅は陸襄の死後四十年以上経つて、江總が隋に仕えて後に書かれたものであ

(8) 『藝文類聚』卷二一。

(9) 『文選』卷五六。

(10) 現存する誅の中で「孔子謚」、「柳下惠妻夫謚」に次いで古い揚雄の「元后謚」(一三年、「古文苑」卷九)だけは序で押韻しないが、六句のみの、簡単に誅を書く經緯を述べた程度のものであり、基本的に誅の序は押韻したと考えてよいであろう。

(11) 『文選』卷五七。

(12) 『世說新語』政事篇、劉孝标注。

(13) 福井佳夫「六朝文體論—誅について」(『中國中世文學研究』一四、一九七九年)。

(14) 原文は次の通り。維延熹四年、故濟北相夫人卒。嗚呼哀哉。世喪母儀、

宗殯憲師。哀哀孝子、靡所瞻依。凡百赴弔、至止增悲。投涕歎欷、共絃悲姿。乃作誄曰（○印は韻字）。

(15) 原文は次の通り。楊綏、字仲武、潁陽宛陵人也。中領軍肅侯之曾孫、

荊州刺史戴侯之孫、東武康侯之子也。八歲喪父。其母鄭氏、光祿勳密陵成侯之元女。操行甚高、恤養幼孤、以保父夫家、而免諸艱難。戴侯康侯、多所論著、又善草隸之藝。予以妙年之秀、固能綜覽義旨、而軌式模範矣。雖舅氏隆盛、而孤貧守約、心安陋巷、體服非薄。余甚奇之。若乃清才雋茂、盛德日新、吾見其進、未見其已也。旣藉三葉世觀之恩、而子之姑、余之仇讐焉。往歲卒於德宮里。喪服同次、綢繆累月。苟人必有心、此亦款誠之至也。

(16) 原文は次の通り。有晉徵士尋陽陶淵明、南岳之幽居者也。弱不好弄、長實素心。學非稱師、文取指達。在衆不失其真、處言愈見其默。少而貧病、居無僕妾。井臼弗任、藜菽不給。母老子幼、就養勤匱。……灌畦蔬蔬、爲供魚菽之祭、纖紝繡肅、以充糧粒之費。心好異書、性樂酒德、簡棄煩促、就成省曠。殆所謂國爵屏貴、家人忘貧者與。有詔徵爲著作郎、稱疾不到。

(17) 注(13)前掲論文。

(18) 原文は次の通り。先生誕應天衷、聰睿明哲、孝友溫恭、仁篤慈惠。夫

其器量弘深、姿度廣大、浩浩焉、汪汪焉。奧乎不可測已。若乃砥節厲行、直道正辭、貞固足以幹事、隱括足以續時。遂考覽六經、探綜圖緯、周流華夏、隨集帝學、收文武之將墜、拯微言之未絕。于時綏經之徒、紳佩之士、望形表而影附、聆嘉聲而響和者、猶百川之歸巨海、鱗介之宗龍也。爾乃潛隱衡門、收朋勸誨、童蒙賴焉、用祛其敝。州郡聞德、虛己備禮、莫之能致。羣公休之、遂辟司徒掾、又舉有道、皆以疾辭。

(19) 原文は次の通り。四爲郡功曹、五辟豫州、六辟三府、再辟大將軍、宰開禧半歲、太丘一年。

(20) 原文は次の通り。起家著作佐郎、出爲永寧縣令。累遷臨川王、廬陵王法曹、外兵、記室。入爲太子洗馬、掌管記。中書舍人、管記如故。

(21) 原文は次の通り。起家擢拜著作佐郎、除永寧令。秩滿、累遷司空臨川王法曹、外兵、輕車廬陵王記室參軍。除太子洗馬、遷中舍人、並掌管記。

(22) 原文は次の通り。夏侯漢、字孝若、謙人也。少知名。弱冠辟大尉府、賢良方正、徵仍爲太子舍人、尚書郎、野王令、中書郎、南陽相。家願乞還、頃之選爲太子僕。未就命而世祖崩。天子以爲散騎常侍、從班列也。春秋四十有九、元康元年、夏五月壬辰、寢疾卒于延喜里第。嗚呼哀哉。乃作誄曰

(23) 原文は次の通り。夫培玉致美、不爲池隍之質。桂椒信芳、而非園林之實。

(24) 原文は次の通り。夫夜光結綠、非胠篋之值珍。逸羽翔麟、豈園池之近玩。

(25) 『全上古三代秦漢三國六朝文』、史書等をもとに作品數を調査した。認の意味で、三間重敏「凶禮文化の誄・哀策をめぐって」（神港學園神港高等學校研究紀要）第六號、一九九一年）所収の誄作品一覽表を参照したが、未収のもの、製作年代の誤りと思われるものについては適宜筆者が補足・訂正を加えた。

(26) (1)～(4)は、作品が連續して見られる時期の中で、製作年の最も早いものと遅いものをそれぞれ上限、下限とした。また、製作年代の不明なものについては、作者或いは對象者の生卒年により範囲を限定するよう努めたが、多少の誤差は免れない。(3)、(4)で「凡そ」とするのはそのためである。

(27) 詳しくは魏の桓範『世要論』銘誄の條（『群書治要』卷四七）、清の顧炎武『日知錄』卷十九「作文潤筆」の條を参照。

(28) 『三國志』魏書、文帝紀、黃初三年冬十月の條「終制」に、「古自り今に及ぶまで、未だ亡びざるの國有らず、亦た掘られざるの墓無し。喪亂以來、漢氏の諸陵は發掘せられざる無く、乃ち玉匣金鑄を焼取し、骸骨并び

に盡くに至つては、是れ焚如の刑にして、豈に重だ痛ましからずや。禍は厚葬、封樹に由る」とある。

(29) 『宋書』禮志一、『三國志』魏書、文帝紀。『宋書』、『南史』裴松之傳。清、劉熙載『藝概』卷五「書論」。

(30) 三回目の禁令(二七八年)のみ、禁令の四年前頃から左芬、潘岳らの作品が見られる始める。これは、それ以前にも作品が數篇見られることなどから考えて、魏の禁令後、既に誅作が盛んに行われる傾向があり、それが二七八年の禁令によって一層助長されたものと思われる。

(31) 關野貞『支那碑碣形式の變遷』(座右寶刊行會、一九三五年)。『入蜀記』卷二「七月十七日」の條。

(32) 清、李富孫『漢魏六朝墓銘纂例』卷一。また、清、梁玉繩『誌銘廣例』卷一では哀讚も銘に充てられた例のあること(蔡邕「議郎胡公夫人哀讚」)を指摘している。

(33) 釜谷武志「漢魏六朝における『銘』」(『中國文學報』第四十冊、一九八九年)。

(34) 日比野丈夫「墓誌の起源について」(『江上波夫教授古稀記念論文集』民族・文化編、山川出版社、一九七七年)では、墓誌の起源が畫像石に付された説明文にあるとするが、ここでは通説に従う。

(35) 水野精一「墓誌について」(『書道全集』六、平凡社、一九五八年)。

(36) 原文は次の通り。「近宋元嘉中、顏延作王璡石誌。素族無碑策、故以紀德。自爾以來、王公以下、咸共遵用。」『南史』后妃列傳上、『封氏聞見記』卷六「石誌」、「事物紀原」卷九「墓誌」にも同様の記載が見られる。

(37) 清、王昶『金石萃編』卷二七「司馬元與墓誌銘」の條に「蓋し南朝は墓誌を禁ず、故に僅かに其の官爵を載せ、功勳を絶べず」とある。清、李富孫『漢魏六朝墓銘纂例』卷一「寧朔將軍司馬墓誌」の條も同じ立場をとる。

(38) 中田勇次郎「中國の墓誌」(『中國墓誌精華』附錄所收、中央公論社、

漢魏六朝の説について

一九七五年。のち、『中田勇次郎著作集』第二卷、一九八四年)。

(39) 清、黃宗羲『金石要例』誅例。「誅亦納于壙中。故柳州虞鵠鳴誅云、『迫列遺懿、求諸后土。』誌銘亦可謂之誅」。清、梁玉繩『誌銘廣例』「誅全誌銘」の條も同じ立場をとる。

(40) 原文は次の通り。後魏及齊、風牛本隔、殊不尋究、遙相師祖、故山東之人、浸以成俗。西魏已降、師旅弗遑、賓嘉之禮、盡未詳定。

(41) 『通典』卷八四に「隋の開皇の初め、太常卿牛弘奏して喪紀令を著す」とある。